

新聞晝會 第三十号

書置の写し

恐多候(共)みゝて御頼や上らるゝ私ハ松島高砂町森田
 徳二郎の妻わかちり者ニ候が先妻の子と豆掛三年
 育居候処不斗一と事ニ草子見替られ追出され共
 身寄とてハ六十一の伯母より外ハ無故ハ人を頼み頼と
 元々ハ成これど其藝妓を妻と其方下下日を暮し

偶歸るゴツくと
 咄り立叱が否あら出て
 行と責らるれ共腹と四月の児が有故
 辛抱致候へど妾と夫が同腹で居るニ居らぬ
 凶儀ニこれ無抱惜き命捨候也死と跡で怨や
 の氣透ちのといこれぬ様頼上らぬ虫蠅もせよ命ハ
 惜い物あるニ妊娠で居ながら氣も在りぬ死
 事能々の事と思召取扱可被下返りぬ
 徳二郎と妾とひび目一これ候故宜
 御推量願上候私ハ斯も志ら異見ニ

ありとらるる志ら妾薄く成やと心配あつて二人の氣を障り
 是非と及び恨返さず残念あがり命捨らとどく
 御ままり御旦那様



本文
 是も選卒の
 後ある漸と孫
 當て一命を助け
 水人とか懇々
 説諭せりとの
 事

妻がふいせとさるうとく
 此みと味こへたぬ
 妾ハハ鞍知六百九十五
 号ニ有り

ハ尾善

小島高砂町
 森田